

熊谷義文様

和解に向けて

両区は、昭和 45 年当時から澁谷ゆきゑの財産（土地）の譲渡につき、稲武町に住む長男澁谷建典氏の元を訪れていたのを控訴審の資料から知りました。

平成 6 年にも同じく、両区が澁谷建典氏に二度も会いに行っているようですが、譲渡が出来なくあったことも事実であります。

それぞれに事情があったと推察できますが、これらの話しを整理しますと、両区は、澁谷ゆきゑ・澁谷薫名義の土地は、澁谷建典が相続しているものと考え、稲武町まで出向いたとなります。

しかし、今回の無断伐採において、実際に伐採を指示したのは澁谷秀逸氏と熊谷時雄氏・熊谷操氏らであって、それを実行したのが製材クラブであることは、西地区住民は皆さん存じていることです。

たしかに、交通に支障が出るとの事情も有りますが、それらの理由と、無断伐採は何ら関係が無く、また、自治会も両区も澁谷ゆきゑ・薫の土地であることを村の公図で確認されたことでありますので、過去訪問したと同じく、一言の声かけがなされればよかったと考えます。

しかるに、澁谷徳雄は、これらの無断伐採について熊谷秀樹村長から事実関係の確認がとれたことで、1 / 6 の権利において、話し合いでの解決を求めており

ます。しかしながら、訴訟に至ったことは残念ではありますが、今日の状況においても、話し合いにおいて解決することに異論を感じておりません。

つきましては、和解にむけて、自治会の皆様と話し合いを持っていただけるようお願いするとともに、以下の土地につきまして、相談に乗っていただきたいと考えます。

渋谷徳雄が相続した土地が以下に記すように多くあります。これら土地の内、唯一建物用地として利用できるのが訴訟物件の土地でありまして、この土地を中心に、他の土地の管理を行いたいと考えておりました。

智里 4082 番 6 ・ 4082 番 13 ・ 4082 番 16 ・ (4082 番 21) ・ 4082 番 22
・ 4083 番 2 ・ 4083 番 8 ・ 4083 番 14 ・ 4083 番 22 ・ 4083 番 39 ・ 4083 番
45 ・ 4090 番 10 ・ 4090 番 113 ・ 4159 番 2 合計 2,595.4 m² (783 坪)

土地を手放すとなれば、やはりすべての土地の処分となることで、また、それらの土地が地元の方たちであることが望ましく、それには自治会の協力無くしてなりえないと考えております。

これまでの経過と、解決に向かい誤解が生じないよう、平成 27 年度から今年度までの自治会役員、製材クラブ役員らの出席をお願いするに併せ、熊谷義文議員（自治会顧問）が仲介者となられることを望みます。

令和 4 年 11 月 30 日 渋谷徳雄 代理人熊谷章文